

熊本県における土壌汚染の現状と取り組みについて

熊本県 環境生活部 環境局 環境保全課令和2年(2020年)9月25日

汚染の除去が行われた場合に は、 区域の指定を解除

土壌汚染対策法の制度(フロー図) 題目1~7

調査の契機

題目1 有害物質使用特定施設の 使用を廃止したとき (法第3条)

一定規模以上の土地の形 題目2 質変更の届出の際に、土壌 汚染のおそれがあると県が 認めるとき(法第4条)

土壌汚染により健康被害 題目3 が生じるおそれがあると県 が認めるとき(法第5条)

自主調查

題目4 指定の申請(法第14条) 自主調査において土壌汚染 が判明した場合に土地の 所有者等が県に区域の指定 を申請することができる

土壌中に指定基準を超える特定有害物質が検出された場合 調地 **(**) さ 所有者等が指定調査機関 せ そ 結果を県 12 報告 (題目6

題目5 区域の指定等

要措置区域(法第6条)

健康被害が生ずるおそれあり

- 汚染除去等計画の作成及び 提出を県が指示
- 土地の形質変更の原則禁止

摂取経路の遮断

形質変更時要届出区域 (法第11条)

健康被害が生ずるおそれなし

土地の形質変更時の届出

題目7 汚染土壌処理業(法第22条) 汚染土壌を要措置区域等の外へ搬出する者は、原則、 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業へ委託

土壌汚染対策法に基づく事務の所管について

熊本市以外の熊本県内の市町村

熊本市

熊本県 (環境生活部環境 局環境保全課)

熊本市 (環境局水保全課)

※ 指定調査機関に関する事務を除く。

汚染の除去が行われた場合に は、 区域の指定を解除

土壌汚染対策法の制度(フロー図) 題目1~7

調査の契機

題目 1 有害物質使用特定施設の 使用を廃止したとき (法第3条)

題目2 一定規模以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌 汚染のおそれがあると県が認めるとき(法第4条)

題目3 土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると県が認めるとき(法第5条)

自主調査

題目4 指定の申請(法第14条) 自主調査において土壌汚染 が判明した場合に土地の 所有者等が県に区域の指定 を申請することができる

土壌中に指定基準を超える特定有害物質が検出された場合 調地 **(**) さ 所有者等が指定調査機関 せ そ 結果を県 1= 報告 (題目6

題目5 区域の指定等

要措置区域(法第6条)

健康被害が生ずるおそれあり

- 汚染除去等計画の作成及び 提出を県が指示
- 土地の形質変更の原則禁止

摂取経路の遮断

形質変更時要届出区域 (法第11条)

健康被害が生ずるおそれなし

土地の形質変更時の届出

汚染土壌を要措置区域等の外へ搬出する者は、原則、 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業へ委託 Λ

題目7 汚染土壌処理業(法第22条)

1-1 有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき(法第3条)

(法第3条第5項)

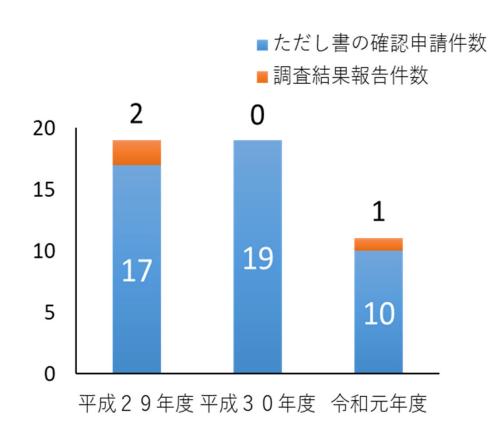
※2 土地の所有者等には、 通常は「土地の所有者」が 該当する。

管理者又は占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益、管理の実態等からみて、土地の掘削等を行うために必要な権原を有している場合である。

土地の所有者等に変更があった場合、新たな土地の所有者等の新たな土地の所有者等の土地の所有者等の地位を承継する。新たな土地の所有者等は遅滞なく県に届出(規則第16条第4項及び第5項)

有害物質使用特定施設の 「有害物質使用特定施設」とは、 X 1 使用を廃止したとき(※1) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定す る特定施設のうち、特定有害物質を製 造、使用又は処理する施設をいう。 「使用を廃止したとき」とは、 土地の所有者等(※2)に調査義務が発生 ①施設の使用を廃止したとき以外に、 ②施設の使用は続けるものの特定有害 (指定調査機関に土壌汚染状況を調査させて、 物質の使用を廃止したときを含む。 120日以内にその結果を県に報告する義務) しない 調査義務の一時的免除を申請 (法第3条第1項ただし書の確認申請) 要件に該当しない 県知事が一時的免除の要件に 該当するか確認 要件に該当する 例)引き続き工場・事業場として利用 調査義務を一時的に免除された土地 (ただし書の確認を受けた土地) 土地の利用方法を変更する場合 あらかじめ土地の利用方法の変更届 土壌汚染状況調査・報告

1-2 法第3条第1項の調査結果報告件数 及び同項ただし書の確認申請件数



	ただし書の確認申請件数		調査結果 報告件数	
	熊本県	熊本市	熊本県	熊本市
平成29年度	10	7	0	2
平成30年度	11	8	0	0
令和元年度 (平成31年度)	7	3	1	0

※ この3年間では、ただし書の確認の取消し後 に調査・報告を行った事例はない。

一時的免除の要件に該当することから、ただし書の確認申請を行う場合が多い。

1-3 調査が一時的に免除された土地における一定規模以上 の土地の形質の変更届出(法第3条第7項)

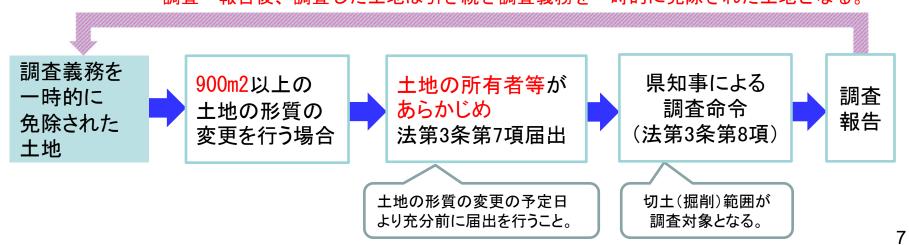
平成31年4月1日から、土地の所有者等は、調査義務を一時的に免除された 土地において、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際には、あらかじめ 県知事に届け出なければならない。

届出を受けた県知事は、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に調査させて、 その結果を報告すべき旨を命ずる。(法第3条第8項)

「土地の形質の変更」とは切土(掘削)・盛土等の土地の形状を変更する行為 全般のことをいい、高さ、深さを問わない。

令和元年度(平成31年度)の届出状況 熊本県:4件 熊本市:1件

調査・報告後、調査した土地は引き続き調査義務を一時的に免除された土地となる。



2-1 一定規模以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると県が認めるとき(法第4条)

一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、着手日の30日前までに 県知事に届出なければならない。(法第4条第1項)

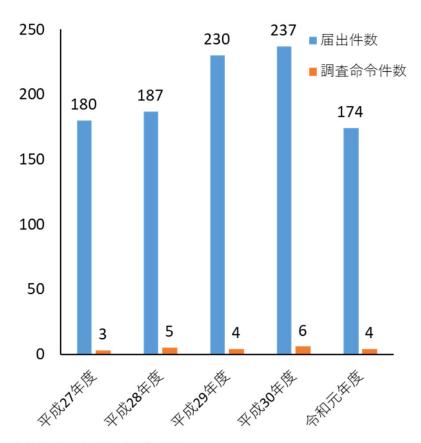
届出を受けた県知事は、土壌汚染のおそれの基準(規則第26条)に該当すると認めるときは、土地の所有者等に対し、指定調査機関に調査させて、その結果を報告すべきことを命じることができる。(法第4条第3項)

- 「一定規模以上」とは、
- ① 土地の形質の変更の面積が3,000m2 以上、
- ② 平成31年4月1日から、有害物質使用特定施設が設置されている土地は900㎡以上のことをいう。
- ・「土地の形質の変更」とは、切土(掘削)・盛土等の土地の形状を変更する行為全般 のことをいい、高さ、深さを問わない。

注意点

- ・都市計画法に基づく開発許可における開発区域の面積とは必ずしも一致しない。例)乗り入れ工事や上下水道の接続、電気関係の工事等に係る公道部分の掘削面積も含む。
- ・杭打ちや抜根、鋤取り等の整地、アスファルトの剥ぎ取り等も土地の形質の変更に該当する。
- ・切土 (掘削) 後に現況地盤高以上に盛土する範囲や盛土後に現況地盤高より深く掘削する 範囲は、切土 (掘削) 範囲として扱う。

2-2 法第4条第1項の届出及び法第4条第3項の調査命令件数



	届出件数		調査命令件数	
	熊本県	熊本市	熊本県	熊本市
平成27年度	114	66	0	3
平成28年度	99	88	0	5
平成29年度	155	75	0	4
平成30年度	171	66	0	6
令和元年度 (平成31年度)	127	47	2	2

(調査命令発出事例)

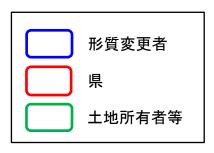
特定有害物質を使用等する工場・事業場における建設・解体工事 ⇒9件(工場、大学等)

過去に特定有害物質を使用等していた工場・事業場の跡地における建設・解体工事 ⇒8件(工場、病院等)

過去に特定有害物質を含む原材料等を貯蔵、保管していた事業場の跡地における建設・解体工事 ⇒5件(工場、ガソリンスタンド) 9

2-3 法第4条第2項の調査の結果の提出

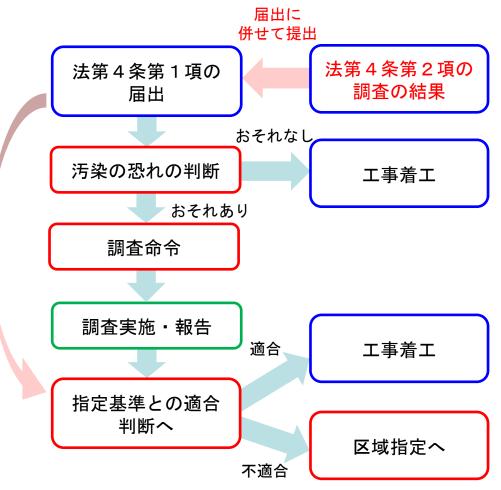
平成30年4月1日から、法第4条第2項の規定により、土地の所有者等の全員の同意を得て、法第4条第1項の届出を行う前に、指定調査機関に調査させて、届出の際に併せてその結果を県知事に提出することができる。



土地の利用に伴う開発行為を迅速かつ計画的に行うことができる。

法第4条第2項の調査の結果の提出件数

年度	熊本県	熊本市
平成30年度	4件	1件
令和元年度 (平成31年度)	1件	O件



3 土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると 県が認めるとき(法第5条)

県知事は、土壌汚染により人に<u>健康被害が生ずるおそれがあると</u> <u>認めるとき</u>は、土地の所有者等に対し、指定調査機関に調査させて、 その結果を報告すべきことを命ずることができる。

健康被害が生ずるおそれがあると認めるときの具体例

① 土壌汚染(土壌溶出量基準^{*1}を超過する汚染)のおそれがある 土地に起因した地下水汚染が判明し、その周辺で地下水を 飲用に利用している場合



地下水を経由した摂取による リスクの観点

② 土壌汚染(土壌含有量基準※2を超過する汚染)のおそれのある土地が一般の人が立ち入ることができる状態になっている場合

熊本県、熊本市ともに事例なし。



土壌を直接摂取する リスクの観点

- ※1 土壌溶出量基準:土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準
- ※2 土壌含有量基準:土壌に含まれる特定有害物質の量に関する基準

4 指定の申請(法第14条)

土地の所有者等は、自主的に実施した土壌汚染の調査結果等を基にして、 県知事に区域の指定を任意に申請することができる。

法に基づかない自主的な調査により土壌汚染確認

区域の指定を申請 (土地所有者等が複数いる場合は、全員の同意が必要)

県知事が、申請に係る調査が「公正」かつ「第3条第 1項で定める方法」で行われたものかを審査

> 県知事が区域の指定 (法の枠組みの中で区域を管理)

平成29年度から令和元年度における 自主的な指定の申請件数

(※ 熊本市の実績 熊本県は実績なし)

年度	件数	形質変更時 要届出区域	要措置 区域
平成29年度	1	1	0
平成30年度	1	1	0
令和元年度 (平成31年度)	2	2	0

申請のメリット

- 土地利用のスケジュール管理が可能となる
- ・現場での措置が円滑になる
- ・適切な調査・措置を行っていることを証明できる 等

汚染の除去が行われた場合には、

土壌汚染対策法の制度(フロー図) 題目1~7

調査の契機

題目1 有害物質使用特定施設の 使用を廃止したとき (法第3条)

一定規模以上の土地の形 題目2 質変更の届出の際に、土壌 汚染のおそれがあると県が 認めるとき(法第4条)

土壌汚染により健康被害 題目3 が生じるおそれがあると県 が認めるとき(法第5条)

自主調查

題目4 指定の申請(法第14条) 自主調査において土壌汚染 が判明した場合に土地の 所有者等が県に区域の指定 を申請することができる

土壌中に指定基準を超える特定有害物質が検出された場合 に土 調地 **(**) 杳 さ 所有者等が指定調査機関 せ そ 結果を県 12 報告 (題目6

題目5 区域の指定等

要措置区域(法第6条)

健康被害が生ずるおそれあり

- 汚染除去等計画の作成及び 提出を県が指示
- 土地の形質変更の原則禁止

摂取経路の遮断

形質変更時要届出区域 (法第11条)

健康被害が生ずるおそれなし

土地の形質変更時の届出

題目7 汚染土壌処理業(法第22条) 汚染土壌を要措置区域等の外へ搬出する者は、原則、 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業へ委託

区域の指定を解除

5 区域の指定等

土壌汚染状況調査の結果、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に不適合



汚染がある

健康被害が生じるおそれがあるか?



おそれがある

要措置区域(法第6条)

土壌汚染の摂取経路があり、<mark>健康被害が生じるおそれがある</mark>ため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 汚染除去等計画の作成及び提出を県知事が 指示する(法第7条)
- ・土地の形質変更の原則禁止(法第9条)

措置によって 有害物質の 摂取経路が 遮断された場合 おそれがない

形質変更時要届出区域(法第11条)

土壌汚染の摂取経路がなく、<mark>健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な</mark>区域

・土地の形質変更時は14日前までに届け出なければならない(法第12条)

健康被害が生じるおそれの有無の考え方

- 〇土壌溶出量基準^{※1}を超過した場合 地下水を経由した摂取によるリスク
 - ・周辺の地下水が飲用に利用されている等 の状況にあること
- 〇土壌含有量基準※2を超過した場合

土壌を直接摂取するリスク

一般の人が立ち入ることができる状態に なっていること





令和2年9月11日現在の区域の指定状況

	形質変更時要届出区域	要措置区域
熊本県	6件	O件
熊本市	16件	2件

区域の指定状況の一覧は、熊本県及び熊本市の ホームページにてそれぞれ公表している。

- ※1 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準
- ※2 土壌に含まれる特定有害物質の量に関する基準

汚染の除去が行われた場合に は、 区域の指定を解除

土壌汚染対策法の制度(フロー図) 題目1~7

調査の契機

題目1 有害物質使用特定施設の 使用を廃止したとき (法第3条)

一定規模以上の土地の形 題目2 質変更の届出の際に、土壌 汚染のおそれがあると県が 認めるとき(法第4条)

土壌汚染により健康被害 題目3 が生じるおそれがあると県 が認めるとき(法第5条)

自主調查

題目4 指定の申請(法第14条) 自主調査において土壌汚染 が判明した場合に土地の 所有者等が県に区域の指定 を申請することができる

土壌中に指定基準を超える特定有害物質が検出された場合 に土 調地 **(**) さ 所有者等が せ 指定調査機関 (題目 6

糸果を県

に幹件

題目5 区域の指定等

要措置区域(法第6条)

健康被害が生ずるおそれあり

- 汚染除去等計画の作成及び 提出を県が指示
- 土地の形質変更の原則禁止

摂取経路の遮断

形質変更時要届出区域 (法第11条)

健康被害が生ずるおそれなし

土地の形質変更時の届出

題目7 汚染土壌処理業(法第22条) 汚染土壌を要措置区域等の外へ搬出する者は、原則、 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業へ委託

6 指定調査機関の指定(法第3条)

汚染土壌状況調査は、試料の採取地点の選定、試料の採取方法などにより結果が大きく左右されることから、調査結果の信頼性を確保する必要がある。

調査を行う適切な技術的能力を有する者を環境大臣又は都道府県知事が指定調査機関として指定する。(法第3条第1項)

- ▶ 複数の都道府県で調査を行おうとする者 → 環境大臣が指定
- ▶ 一の都道府県で調査を行おうとする者 → 都道府県知事が指定 (法第3条第2項)

令和2年8月11日現在の 熊本県内に事業所のある指定調査機関数:9機関 このうち、熊本県が指定した指定調査機関数:1機関

※ 全国の指定調査機関の一覧は、環境省ホームページにて公表 http://www.env.go.ip/water/doio/kikan/

7 汚染土壌処理業の許可(法第22条)

汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者は、一定の例外を除き、 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。 (法第18条)

汚染土壌処理業を行おうとする者は、汚染土壌処理施設ごとに 県知事の許可を受けなければならない。(法第22条)

汚染土壌処理施設の種類

- ▶ 浄化処理施設
- ▶ セメント等製造施設
- ▶ 埋立処理施設
- ▶ 分別等処理施設
- ▶ 自然由来等土壌利用処理施設(平成31年4月1日から)

令和2年8月31日現在の許可状況

熊本県: 0件 熊本市: 1件(埋立処理施設)

※ 全国の汚染土壌処理業者の一覧は、環境省ホームページに公表 http://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html

8-1 熊本県内における法の周知等(説明会開催)

▶ 平成31年(2019年)3月15日

土壌汚染対策法の改正内容について周知を図ることを目的に、 熊本県庁地下大会議室において、平成31年法改正土壌汚染対策法 説明会を実施した。

出席者 153名

▶ 令和元年(2019年)12月4日

関係する事業者・団体等に対して、法の概要について幅広く周知し 理解を広げることを目的に、熊本県庁地下大会議室において 土壌汚染対策法説明会を実施した。

出席者 158名

8-2 熊本県内における法の周知等(通知発出)

令和元年(2019年)9月19日付けで、法第4条第1項の届出の必要性や注意点等について、 会員への周知を依頼する通知を関係団体に対して発出した。

法第4条第1項の届出の必要性や注意点等について周知不足のため ── 県内7建築関係業界団体

能本県石油販売共同組合

土地の形質変更を予定している皆様へ

一定規模※以上の工事(掘削をともなうもの)を行う場合は、 土壌汚染対策法に基づく届出が必要です。

土壌汚染対策法第4条第1項の規定により、一定規模以上※の土地の形質の変更 をする場合、工事着手日の30日前までに、県に届出が必要です。

※ 掘削部分と盛土部分の合計が3,000㎡以上。(現在、有害物質使用特定施設が 設置されている、または、設置されていた工場・事業場の敷地では900㎡以上)

注意点

- 届出の対象となる土地の形質の変更については、現状の地盤面を改変する行為すべてを指します。
 - ※ 例えば、以下の行為も土地の形質の変更とみなします。
 - 舗装をはがして、整地する行為
 - 杭を打ち込む行為
 - 樹木の抜根 など
- 届出された土地に土壌汚染のおそれがある場合、県は土地所有 者等に対し、「土壌汚染の有無を調査し、調査結果を報告すること」 を命令することとなり、調査が完了し、汚染のおそれがなくなるまで 工事に着工することができなくなります。
- 開発行為における土地の形質変更とは定義が異なるので御留意 下さい。
- 未届、または虚偽の届出については罰則規定があります。 (3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)

土壌汚染対策法に関する届出につきましては 熊本県環境保全課または管轄保健所(裏面)まで御相談下さい。

問い合わせ先

熊本県環境生活部環境局環境保全課水質保全班

Tel: 096-333-2271, Fax: 096-387-7612 E-mail: kankyouhozen@pref.kumamoto.lg.jp

☆熊本県のWebサイトで土壌汚染対策法関係の情報を掲載しています。 https://www.pref.kumamoto.jp/kiji 10389.html 石油小売業及びガソリンスタンド跡地を所有する皆様へ

ガソリンスタンドの跡地で一定規模※以上の工事(掘削をとしなうもの)を行う場合は、土壌汚染対策法に基づく届出と調査が必要です。

- ※ 掘削部分と盛土部分の合計が3,000㎡以上。(現在、有害物質使用特定施設が 設置されている、または、設置されていた工場・事業場の敷地では900㎡以上)
- 土壌汚染対策法第4条第1項の規定により、工事着手日の30日前までに、県に届出が必要です。
- 調査が実施されていない場合、県は土地所有者等に対し、「土壌 汚染の有無を調査し、調査結果を報告すること」を命令することとなり、 調査が完了し、汚染のおそれがなくなるまで工事に着工することがで きなくなります。
- 調査にあたっては、土壌汚染対策法に基づき環境大臣または県知 事が指定した機関(指定調査機関)に依頼してください。

注意点

土壌汚染防止法に基づいていない方法で土壌汚染調査を 行った場合、県が再度、法に基づく調査をおこなうよう命令 することとなり、工事の着手が遅れるおそれがあります。

届出・調査にあたっては、熊本県環境保全課または管轄 保健所(裏面)まで御相談下さい。

問い合わせ先

熊本県環境生活部 環境局環境保全課 水質保全班 Tel: 096-333-2271, Fax: 096-387-7612 E-mail: kankyouhozen@pref.kumamoto.lg.jp

☆熊本県のWebサイトで土壌汚染対策法関係の情報を掲載しています。 https://www.pref.kumamoto.jp/kiji 10389.html

8-3 熊本県内における法の周知等(熊本県ホームページ)

① 土壌汚染対策法について

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_10389.html ホーム > 分類から探す > くらし・環境 > 環境 > くまもとの水> 水質保全の関係の法令・方針 > 土壌汚染対策法について

- ▶ 法第3条第1項ただし書き(調査猶予)申請要領(熊本県)
- ▶ 「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」に係る届出要領 (熊本県)
- ▶ 要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況 等

② 【土壤汚染対策法】各種届出、申請等様式

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_10389.html ホーム > 分類から探す > くらし・環境 > 環境 > くまもとの水> 水質保全の届け出 > 【土壌汚染対策法】各種届出、申請等様式

③ 令和元年度(2019年度)版(平成30年度(2018年度)のまとめ)「熊本の環境」~環境白書~

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_31352.html

ホーム > 分類から探す > くらし・環境 > 環境 > くまもとの水> 令和元年度(2019年度)版(平成30年度 (2018年度)のまとめ)「熊本の環境」~環境白書~

8-4 熊本県内における法の周知等(熊本市ホームページ)

① 土壌汚染対策法関係

https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=5&class_set_id=20&class_id=2734

熊本市の環境TOP > 分類から探す(熊本市の環境) > くまもとウォーターライフ > 地下水保全 > 水質・土壌の保全 > 土壌汚染対策法関係

- ▶ 熊本市における土壌汚染対策法関連情報の提供について
- ▶ 土壌汚染対策法に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更届出 (法第3条第7項・第4条第1項関係) (熊本市)
- ▶ 熊本市土壌汚染対策法の施行に係る事務処理要綱

② 水環境の現状

https://www.city.kumamoto.jp/kankyo/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=5&class_set id=20&class id=2719

熊本市の環境TOP > 分類から探す(熊本市の環境) > くまもとウォーターライフ > 地下水保全 > 水環境の現状

▶ 熊本市水保全年報(平成25年度~30年度掲載)

9 土壌汚染に関する相談・お問い合わせ先

管轄地域	窓口
熊本市以外の県内市町村	熊本県環境生活部環境局環境保全課 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号(新館5階) 096-333-2271 又は管轄の県保健所
熊本市	熊本市環境局水保全課 熊本市中央区手取本町1-1(7階) 096-328-2436

県保健所一覧

保健所名	所在地	電話番号	管轄地域
宇城保健所	宇城市松橋町久具400-1	0964-32-0598	宇土市 宇城市 下益城郡美里町
有明保健所	玉名市岩崎1004-1	0968-72-2184	玉名市 荒尾市 玉名郡長洲町·和水町·玉東町·南関町
山鹿保健所	山鹿市山鹿465-2	0968-44-4121	山鹿市
菊池保健所	菊池市隈府1272-10	0968-25-4135	菊池市 合志市 菊池郡大津町・菊陽町
阿蘇保健所	阿蘇市一の宮町宮地2402	0967-24-9035	阿蘇市 阿蘇郡小国町·南小国町·産山村·高森町·南阿蘇村·西原村
御船保健所	御船町辺田見400	096-282-0016	上益城郡御船町·嘉島町·益城町·甲佐 町·山都町
八代保健所	八代市西片町1660	0965-33-3198	八代市 八代郡氷川町
人吉保健所	人吉市西間下町86-1	0966-22-3107	人吉市 球磨郡球磨村・山江村・五木 村・相良村・あさぎり町・多良木町・錦町・ 湯前町・水上村
水俣保健所	水俣市八幡町2-2-13	0966-63-4104	水俣市 葦北郡芦北町・津奈木町
天草保健所	天草市今釜新町3530	0969-23-0172	天草市 上天草市 天草郡苓北町